

指定介護予防認知症対応型通所介護 料金表 (令和3年4月改訂)

<サービス提供時間 5～6時間>

(山波の家)

		① 基本サービス料金	② サービス提供体制強化加算	③ 入浴介助加算	④ 介護職員処遇改善加算 (①+②+③) × 10.4%	⑤ 介護職員等特定処遇改善加算 (①+②+③) × 2.4%	合計金額 ①+②+③ +④+⑤
要支援1	利用料金	7,400	60	400	817	189	8,866
	利用者負担金(1割)	740	6	40	82	19	887
	利用者負担金(2割)	1,480	12	80	163	38	1,773
	利用者負担金(3割)	2,220	18	120	245	57	2,660
要支援2	利用料金	8,260	60	400	907	209	9,836
	利用者負担金(1割)	826	6	40	91	21	984
	利用者負担金(2割)	1,652	12	80	181	42	1,967
	利用者負担金(3割)	2,478	18	120	272	63	2,951

※網掛けの列の単位が変更・追加となります。

1. 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
2. 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
3. 償還払いの場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
4. 契約者に提供する食事の材料等に係る費用は別途徴収します。
5. 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。
6. 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算率は、報酬改定で定められたものです。なお、加算の額は四捨五入により算定しています。合計金額は目安の金額になります。
7. 送迎を行わなかった場合は(家族送迎、タクシーなど)片道47円の減額となります。
8. 入浴介助加算は選択できます。上記は③を選択した場合の料金です。
9. 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、減少した月の翌々月から3月以内に限り所定単位数の3%が加算されます。
10. 令和3年4月より科学的介護推進体制加算(40単位/月)を算定いたします。令和3年10月よりADL維持等加算(30・60単位/月)を算定予定です。上記同様合計単位数に処遇改善加算及び特定処遇改善加算が加算されます。